

12. 「保育士登録済通知書」の発送および受取り後の確認

申請先都道府県知事による登録決定（3月末）を受け、「保育士登録済通知書」（以下「通知書」。11ページ【保育士登録済通知書のサンプル】を参照）をはがきで発送します。

【ご注意】

(1) 「通知書」の送付先

申請書に記入された連絡先住所あて発送します。申請後に住所変更があった場合は、直ちに郵便局に転居届の手続きを行い、「通知書」を転送先でお受取りください。（当センターへの連絡は不要です。）

(2) 「通知書」が4月7日（火）を過ぎても配達されない場合

4月8日（水）～10日（金）17時の間に、申請者本人より当センターまでご連絡ください。

(3) 「通知書」記載内容の確認

保育士証（6月発送予定）にも同じ内容が記載されるため、必ず氏名・本籍地都道府県・生年月日を確認してください。誤りや変更がある場合は、「通知書」の案内に従い、期限までに手続きを行ってください。（期限までに手続きのない場合、保育士証は「通知書」の記載どおりに交付されます。）

【保育士登録済通知書のサンプル】（圧着はがき）

<p style="text-align: center;">保育士登録済通知書</p> <p>本通知書は、保育士証がお手元に届くまでの間、保育士登録がなされたことを暫定的に証明するもので、有効期限は作成日から3ヶ月間です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【保育士証 記載事項】</p> <p>①氏名 : 保育士 花子 旧姓又は通称名 : (登録 花子) ※申請時に併記の希望がない場合 ( ) 内は空欄となります。</p> <p>②本籍地 : ×××県 ③生年月日 : 平成××年××月××日 ④登録年月日 : 令和8年3月××日 ⑤登録先都道府県 : ×××県 ⑥登録番号 : ××-×××××××× (作成日: 令和8年3月××日)</p> </div> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この通知書は、指定保育士養成施設を3月卒業（修了）見込で保育士登録申請した方のみ発行されるものです。（再交付いたしませんので、取扱いにはご注意ください。）</li> <li>保育士として業務に就く場合、勤務先に対してこの通知書を提示の上、「保育士登録は完了しており、6月中に保育士証が交付される予定である。」旨報告してください。（保育士登録手続きを再度行わないでください。）</li> <li>保育士証の交付について             <ol style="list-style-type: none"> <li>保育士証は、このはがきの有効期限内（6月初旬～中旬に、当センターより簡易書留郵便で発送いたします。）</li> <li>配達時に不在の場合は、郵便局で1週間保管されますので、郵便局の不在連絡に従って手続きの上、お受取りください。</li> <li>保育士として業務に就く場合は、保育士証を勤務先に提示してください。</li> <li>7月に入っても保育士証が届かない場合、直ちに申請者本人より当センターまでご連絡ください。</li> </ol> </li> </ol> <p style="text-align: right;">登録事務処理センター</p>	<p>■保育士証記載事項確認のお願い</p> <p>現在、前頁の内容で保育士証を作成準備中ですが、【保育士証記載事項】のうち、氏名、本籍地、生年月日について必ずご確認ください。次の1. または2. のいずれかに該当する場合には、下記の期限までに当センターへご連絡ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>締め切り：令和8年4月20日（月）当センター必着</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>記載内容に誤りがある場合 次の事項をA4の用紙に記入の上、郵便（封書）でご連絡ください。 ①氏名（*）、②登録番号、③卒業（又は修了）した指定保育士養成施設名、④令和8年3月卒業（又は修了）、⑤誤りの事項と正しい内容、⑥日中連絡可能な電話番号 *申請書に記入された漢字氏名が対応できない異体字の場合、正字体での登録となります。</li> <li>氏名(旧姓・通称名も含む)、本籍地都道府県に変更のある場合 次の事項を、簡易書留郵便により当センターあてに送付してください。 ①「保育士登録申請書の変更事項届」（「保育士登録の手引き」13ページ：【別添2】を切取って、記入してください。） ②現在の「戸籍抄本」又は「戸籍の個人事項証明書」 ・発行日より6ヶ月以内のものがが必要です。 ・この書類だけで変更の経緯が確認できない場合は、以前の戸籍の証明書（除籍、改製原戸籍抄本等）も併せて添付してください。</li> </ol> <p>【ご注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育士証受取住所のみ変更した場合、上記2. の手続きは不要です。（最寄りの郵便局に転居届を提出し、転送により保育士証をお受取りください。）</li> <li>登録先都道府県の訂正・変更はできません。</li> </ul>
--	---

13. 「保育士証」の発送および受取り後の確認

(1) 「保育士証」の発送について

「保育士証」（12ページ【別添1】を参照）は6月初旬～中旬に簡易書留郵便にて送付されます。

【ご注意】:

- 配達時に不在の場合は、郵便局での保管期間（1週間）内に不在連絡票に従い、再配達の手続きを行ってください。
- 不在等により受取りのなかった「保育士証」は、当センターに返送されます。（申請者より連絡が来次第、再送の手続きについてご案内いたしますが、再送に掛かる郵送料は申請者負担となります。）
- 「保育士証」が7月に入っても届かない場合、申請者本人より当センターまでご連絡ください。（その際、「通知書」に記載されている登録番号を伝えてください。）

(2) 「保育士証」の記載内容の確認

「保育士証」が「保育士登録済通知書」のとおり（または記載事項の誤りや変更事項届によりご連絡頂いたとおり）に記載されていない場合は、直ちに当センターへ連絡してください。